

奈良市旧右京小学校跡地活用に係る市有地売却（魅力的な住環境の創生）
プロポーザル提案書作成要領

本件プロポーザルでは、A-1、A-2ゾーンに係る提案だけでなく、旧右京小学校跡地利用計画を十分に踏まえた応募者のノウハウやアイデアを生かした提案を期待する。

(1) サイズ及び枚数制限

企画提案書の用紙サイズ及び枚数の制限は設けない。価格提案書は様式第5号を参照すること。

(2) 部数

紙提出部数は15部（正本1部含む。正本は押印要。）とする。2穴式のバインダー等を用いて綴じ、書類を必要に応じて仕切紙やラベル等を用いて整理すること。
併せて、データについてはメールで提出すること。（メール提出分は押印不要。PDF形式とする。）

(3) 受付期間及び時間

募集要項『6 本件プロポーザルに係るスケジュール』を参照すること。

(4) 提出方法

事前に担当窓口へ連絡の上、持参し提出すること。郵送による受付は行わない。

担当窓口及び問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所北棟5階 総務部財政課 旧右京小学校跡地活用事業担当

TEL：0742-34-4755

E-mail：zaisei@city.nara.lg.jp

なお、提出された提案書等の書類は返却しないものとし、本市の定める保存期間満了後、本市の責において全て処分するものとする。

(5) 費用の負担

応募に必要な費用は、応募者の負担とする。

(6) 複数提案の禁止

提案書の提出は、応募者につき一つとし、複数の提案を行うことはできない。

(7) 提案書の変更等の禁止

市に提出した後の提案書の変更、差替え及び再提出については、評価に影響を与えない範囲での軽微な変更（誤字、脱字の修正等）以外は認めない。

(8) 虚偽の記載をした場合

提案書に虚偽の記載がある場合は、応募を無効とする。

(9) 使用言語及び単位

本事業に関して使用する言語は日本語とし、使用する単位は計量法（平成4年法律第51号）の定めによるものとし、通貨単位は円とする。

(10) 市が提供する資料等の取扱い

市が提供する資料等は、応募に関する検討以外の目的で使用することはできない。

(11) 著作権

提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例（平成 19 年奈良市条例第 45 号）に基づき公開することがある。また、選定に伴う作業等に必要な範囲において、市が複製し使用できるものとする。

(12) 提案内容

① 提案項目

ア 事業計画の基本コンセプト

イ 住環境整備に関する事業実績

ウ A-1 ゾーン整備計画

住宅計画、街区内通路計画、高低差計画（外周道路、北側通路）、東側道路の安全対策、北側住宅への日照影響 等

エ A-2 ゾーン整備計画

公園整備計画（遊具・ベンチ・通路・樹種）、維持管理計画、高低差計画（外周道路、B-2 ゾーン）

オ 地域との対話の取組、工事期間中の動線計画、周辺環境配慮、工事中及び工事後のB-1・B-2・Cゾーンへの影響（排水処理・水捌け等の利用環境への影響を含む。）について

カ 事業スケジュール（令和 7 年 1 月から記載）

キ その他

事業計画のアピールポイント、Bゾーン又はCゾーンを踏まえた事業計画等

② 提案内容は、確実に施設整備が可能なものとする（応募者自身で調査確認の上、関連法令及び本市の条例、要綱、要領等を遵守できるものとする）

③ イメージパースを活用するなど、必要に応じて図を配置し、わかりやすい提案に努めること。

④ 提出された提案書は、本プロポーザルにおける審査を行うためのものであり、法令等に基づく承認を行うものではない。

⑤ 提案書と合わせて価格提案書を提出すること。価格提案書には、本件土地の購入希望価格の総額を表示すること。

⑥ 企画提案書は、公平・公正の観点から、提案者の名称を伏せること。また、参加資格決定通知に、提案者番号を付記するので、企画提案書に当該番号を記載すること。

(13) ヒアリング審査

① ヒアリング審査において、当日追加資料を認めるが、あらかじめ提出した提案書を補足するものに限る。

② 追加資料等の形式は、動画等のデジタルコンテンツの使用も認める。ただし、設備機器のトラブル等により当日実施できない場合があることに留意すること。

③ プレゼンテーションは、提案者名を伏せて行うこと。